



法的に見た幼稚園の姿 (二)

——法から見た幼稚園の維持經營——

文部省事務官 玉 越 三 朗

内 容

教育機關としての幼稚園

- 一、教育法規における幼稚園の地位
- 二、幼稚園の受持つ教育の分野
- 三、教育機關としての幼稚園
- 四、教育機關内における教師

法から見た幼稚園の維持經營

一、設 置

- 1、幼稚園を設置出来る者
- 2、設置する場合の基準
- 3、設置する場合の手續

二、維持經營

- 1、幼稚園管理の責任者
- 2、經費の負擔者
- 3、保育料その他の費用の問題
- 4、私立幼稚園の豫算決算報告義務

(以上前號)

三、廢止の手續その他

- 1、廢止の手續
- 2、社會教育施設の附置等

(以上次號)

(以上本號)

幼稚園が學校教育體系の一環として、新しい目的の下に新しい姿で發足したということは前述のとおりであるが、果して法律の下にその設置から廢止までどんな姿であらわされているか、主として形式的方面から(内容的方面は別の機會とする)調べて見ることにする。

一、設置

1、幼稚園を設置することのできる者は

「法律に定める學校は、公の性質をもつものであるが、國又は地方公共團體の外、法律の定める法人のみが、これを設置することができる。」（教育基本法第六條第一項）

「學校は、國、地方公共團體及び別に法律で定める法人のみが、これを設置することができる。」（學校教育法第二條第一項）

「第二條の別に法律で定める法人とは、當分の間、農業會その他これに準ずる公共團體又は民法による財團法人とする。但し……幼稚園……は當分の間、民法による財團法人であることを要しない。」（同法第七二條）

とあつて、法によつて設置（從來使はれていた設立と同義である）を許されているものは、國、地方公共團體と別に法律で定める法人を原則とし、その特例として當分の間私人や社團法人や宗教法人その他組合立等も認めている。

この特例は幼稚園から見つて喜ぶべきものではないと思はれる。なぜなればこれによつて幼稚園における行動が他の學校と別に取扱われるおそれがあることが豫想されるからである。今後一日も早く幼稚園關係者の努力と研究によつて普及發展させこの特例を削除すべきである。

「別に法律で定める法人」とは、教育刷新委員會の建議にもとずいて制定される私立學校法に規定される學校法人を豫想

している。

「地方公共團體」とは、地域を單位としている公共團體で都道府縣、市（東京都の區を含む）町村及び市町村學校組合を含んでいる。（地方自治法及び教育委員會法參照）

2、設置する場合の基準は

「學校を設置しようとする者は、學校の種類に應じ、監督廳（文部大臣）の定める設備・編制その他に關する設置基準に從い、これを設置しなければならない。」（學校教育法第三條）

「この省令（學校教育法施行規則）は……學校の教科、設備及び編制の基準に關して規定する法律が定められるまで暫定的に効力を有するものとする。」（同法施行規則第八十一條の二）

「幼稚園の設置基準は、別にこれを定める。」（同法施行規則第七十四條）

とあつて、幼稚園を設置する場合の基準は別に法律で定めることにしてあり、その法律ができるまでの間暫定的にその一部を學校教育法施行規則で定めている。しかしその學校教育法施行規則にも設置基準は別に定める（ほんの一部分は定めがあるが）と規定してあつていまだに定めてない。

いま施設及び設備上明らかにされている點を見ると（編制その他は「二、維持經營」を參照）

「學校には、別に定める設置基準に從い、その學校の目的を實現するために必要な校地、校舍、校具、體操場、圖書

館又は圖書室その他の設備を設けなければならない。

學校の位置は、教育上適切な環境に、これを定めなければならない。」(學校教育法施行規則第一條)

「學校においては……幼児並びに職員員の健康増進を圖るため、適當な衛生養護の施設を設けなければならない。」(學校教育法第十二條)

とあるのみで、具體的な規定はどこにも見られない。これは幼稚園發展のために早急に制定しなければならないと思う。

3、設置する場合の手續は

(1) 設置には、監督廳の認可を受けることになつてゐる。ただし國立幼稚園は除かれる。

「國立學校の外、學校の設置……その他監督廳の定める事項は、監督廳の認可を受けなければならない。」(學校教育法第四條)

とある。

この「監督廳の定める事項」の監督廳は文部大臣で、文部大臣はこの規定によつて省令(學校教育法施行規則)を制定して認可を受ける事項を明らかにしている。

「監督廳の認可」の監督廳は公立ではその地域を所管する都道府縣教育委員會、私立では都道府縣知事である。

ここに注意しなければならないのは、幼稚園では「分園」は法的には認められていないことである。これは現在認める必要があると思ふ研究中である。

(2) 認可に必要な書類はなにか

學校教育法施行規則を見ると、左の事項を記載した書類及び圖面を必要とすることになつてゐるが、その他に當然認可の申請書、設置者及び教員の履歷書、設置者及び教員の適格審査の結果の判定書と、その都道府縣で定めてゐる書類は添えなければならぬ。

(イ) 書類に記載する事項

- 一、目的
 - 二、名稱
 - 三、位置
 - 四、園則
 - 五、經費及び維持方法
 - 六、幼稚園開設の時期
- なお「四、園則」の中には少くとも左の事項は記載しなければならないことになつてゐる。(學校教育法施行規則第三條)
- 一、修業年限、學年、學期及授業を行わない日(休業日)に關する事項
 - 二、部科の組織に關する事項
 - 三、教科課程及授業日時數に關する事項
 - 四、試験及び課程修了の認定に關する事項
 - 五、收容定員及び職員組織に關する事項
 - 六、入學、退學、轉學、休學及び卒業に關する事項
 - 七、授業料、入學料その他の費用徴收に關する事項
 - 八、賞罰に關する事項
 - 九、寄宿舎に關する事項

ここに注意すべきは、私立幼稚園で法令に定められた課程の外に特定の宗派教派等の教育を施し又は儀式を行おうとするときは、その旨を園則にはつきり明示しなければならぬことになつてゐることである。

(ロ) 必要な圖面は

一、校 地

二、校 舎

三、體操場

四、寄宿舎等

(ハ) 私立幼稚園の場合は必ず園長を定めてその履歴書を添えてださなければならぬ。(學校教育法第十條及び同法施行規則第十四條)

(ニ) 幼稚園の維持經營を財團法人とする場合は、財團法人の設立許可を別に申請し、その許可の後幼稚園の設置認可を申請すべきである。なお財團法人の設立許可は従來通り文部大臣が行つてゐるから都道府縣知事を經由して文部大臣に申請しなければならぬ。

二、維持經營

1、幼稚園を管理する責任者はだれか

「學校の設置者は、その設置する學校を管理する。」(學校教育法第五條)

とあつて、幼稚園を管理する責任者は設置者であるということになる。ここに設置者管理の原則が示されてゐる。

この「學校を管理する」の學校すなわち幼稚園は單なる園地園舎體操場その他設備等からなる教育に必要な物的施設ばかりでなく、園長以下職員全部の人的部面をも包括した有機的一體としての教育機關を意味する。それゆゑ幼稚園を管理するとは、その人的物的施設全部すなわち人事權をも當然含むことになるが、これについては現在公立幼稚園の一部に人事權についての特例が行われてゐる。

「市(五大市を除く)町村に教育委員會が設置されるまでの間、市町村の教育に關する事務は、従來市町村又は市町村長の權限に屬するものを除く外、都道府縣委員會が、これを所管する。」(教育委員會法第八十七條)

によつて、その市町村に教育委員會が設置されるまでは、従來都道府縣知事に權限のあつたものは都道府縣教育委員會が所管することになるから、教育委員會が設置されていない市町村の幼稚園の園長及び教員の進退等は従來通り都道府縣教育委員會が行ふことになる。ただし本官以外のもの例えば小使給仕等は別である。

2、經費の負擔はだれがするか

「學校の設置者は……その學校の經費を負擔する。」(學校教育法第五條)

とあつて、幼稚園の維持經營に必要な經費は、その設置者が負擔することになる。ここに設置者負擔の原則が示されてゐる。

「經費」とはどの範圍かという、設備及び維持の費用、職

員の俸給旅費その他の諸給與、園費等の入件費物件費全般を含むものである。但し教員の免許狀取得のために必要な講習等の経費は都道府縣が負擔することになっている。

3、保育料その他の費用はとれるか

「學校においては、授業料を徴収することができる。

國立又は公立學校における授業料その他の費用に關する事項は、監督廳がこれを定める。」(學校教育法第六條)

とあつて、幼稚園では保育料をとることができる。たゞその類については國立又は公立幼稚園のみ文部大臣が別に定めることにしているのみで、私立幼稚園についてはなんらふれていない。またその他の費用についても同様である。

國立については、省令第十八號(國立學校における授業料その他に關する件)で文部大臣の認可をうけて園長がこれを定めることになつており、公立については、省令第十五號(公立學校における授業料その他に關する件)でその幼稚園を設置する地方公共團體の條例で、これを定めることになつてゐる。

なお保育料の變更は、園則の變更となるから監督廳に必ず届け出なければならぬことになる。(學校教育法施行規則第二條及び第三條)

4、私立幼稚園の豫算決算の報告義務

「私立學校は、毎會計年度の開始前に收支豫算を、毎會計年度の終了後二箇月以内に收支決算を監督廳に届け出なければならぬ。

收支豫算に重大な變更を加えようとするときも、また同様とする。」(學校教育法第十五條)

幼稚園の経費はその教育に重大な影響があるため、監督廳として承知しておく必要があるため届け出での義務を命じたのである。

これをたゞ私立幼稚園のみに届け出の義務を負はせたのは、公立のうち都道府縣立は自己の豫算決算中に編成されてゐるから當然分り、市町村立は市町村豫算決算の一部として都道府縣に提出されるから分るが、私立幼稚園のみは、知る方法が無いためここに届け出での義務を命じたのである。

(この章つゞく)